

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 【内容】 1.母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勸奨、妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出及びその審査、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付、養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収に関する事務
③システムの名称	1.健康管理システム 2.中間サーバー 3.団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の各項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が含まれる項(69の2、70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報についてそれぞれを定める条項 (命令における提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条 (命令における照会の根拠) 第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八潮市子ども家庭部子ども家庭支援課 〒340-0815 埼玉県八潮市八潮八丁目10番地1 ☎048-995-3381

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日 時点	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母 子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含 まれる項(56の2項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保 健」が含まれる項 該当なし	番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母 子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含 まれる項(56の2項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が 含まれる項(70の項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における提供の根拠) 第30条 (命令における照会の根拠) 第39条	事後	
平成28年3月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月17日 時点	事後	
平成28年3月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月17日 時点	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月17日 時点	平成29年5月15日 時点	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月17日 時点	平成29年5月15日 時点	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 【内容】 1.母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母 子健康手帳の交付、未熟児養育医療に関する 事務	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管 理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行 う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 【内容】 1.母子保健法による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査の実施及び勸奨、妊娠届の受 理及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の 訪問指導、低体重児の届出及びその審査、未 熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付、養 育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴 収に関する事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第40条 母子保健法第10条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母 子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含 まれる項(56の2項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が 含まれる項(70の項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における提供の根拠) 第30条 (命令における照会の根拠) 第39条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母 子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含 まれる項(26、56の2、87の各々) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が 含まれる項(70の項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び 情報照会の根拠とした各項目における主務省令 で定める事務及び情報についてそれぞれを定 める事項 (命令における提供の根拠) 第19条、第30条、第40条 (命令における照会の根拠) 第39条	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	八潮市まちづくり企画部総務人事課 〒340- 8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎ 048-996-2111	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉 県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996- 2111	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	八潮市まちづくり企画部企画経営課 〒340- 8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎ 048-996-2111	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048- 996-2111	事後	
平成30年7月1日	5.評価実施機関における担当 部署	健康スポーツ部健康増進課	健康福祉部健康増進課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月15日 時点	平成30年5月16日 時点	事後	
平成30年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月15日 時点	平成30年5月16日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	様式変更に伴う新規追加	事後	
令和2年4月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含まれる項(26、56の2、87の各項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が含まれる項(70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報についてそれぞれを定める条項 (命令における提供の根拠) 第19条、第30条、第40条 (命令における照会の根拠) 第39条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の各項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が含まれる項(69の2、70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報についてそれぞれを定める条項 (命令における提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第40条 (命令における照会の根拠) 第38条の3、第39条	事前	
令和2年4月8日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市健康福祉部健康増進課 〒340-0815 埼玉県八潮市八潮八丁目10番地1 ☎048-995-3381	事後	
令和2年4月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月16日 時点	令和2年4月8日 時点	事後	
令和2年4月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月16日 時点	令和2年4月8日 時点	事後	
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月8日 時点	令和4年6月15日 時点	事後	
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月8日 時点	令和4年6月15日 時点	事後	
令和5年7月21日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 健康増進課 健康増進課長	子ども家庭部子ども家庭支援課 子ども家庭支援課長	事後	
令和5年7月21日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八潮市総務部総務人事課	八潮市総務部総務課	事後	
令和5年7月21日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	八潮市健康福祉部健康増進課	八潮市子ども家庭部子ども家庭支援課	事後	
令和5年7月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月15日 時点	令和5年7月21日 時点	事後	
令和5年7月21日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月15日 時点	令和5年7月21日 時点	事後	
令和5年7月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の各項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が含まれる項(69の2、70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報についてそれぞれを定める条項 (命令における提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第40条 (命令における照会の根拠) 第38条の3、第39条	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法(但し費用の支給・徴収を除く)」が含まれる項(26、56の2、69の2、87の各項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「母子保健」が含まれる項(69の2、70の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項目における主務省令で定める事務及び情報についてそれぞれを定める条項 (命令における提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条 (命令における照会の根拠) 第38条の3、第39条	事後	